

開会：午後3時00分

開会あいさつ

会長：最近、新聞社等から飛島村についてコメントを求められるケースがあり、飛島村は財政的な特徴から、その行政運営について注目を浴びているので、今後も行財政改革を推進して欲しい。

飛島村行財政改革の進捗状況についての説明（事務局）

意見及び質疑

会長：予算書との連携や大型事業の事前評価についても検討していくべきと考える。

副会長：資料が多く、1時間前に会議を始めていただいても良いぐらいだが、これだけの情報が一般の職員の方にも周知されているのか。また逆に各部署の職員の方の意見がこの資料に生かされているのか。職員の意識改革が大切とあったが、その為の周知はされているか。さらには、各事業について、もう少しペースを早めてもよくないか。

事務局：職員の理解のもと進めることについては、試行錯誤を繰り返しているが、事務事業評価の前に、評価対象の選定は各部長と相談しながら決めている。また、シートの作成においては、全ての課に個別ヒアリングを実施し、そこで出た意見は2次評価委員会に伝え、評価結果に反映させているので、職員の資質については向上していると考えている。また、結果のフィードバックについては、毎年関西学院大学の稲沢先生から、私どもの評価制度について、全職員を対象に研修会を実施している。

会長：鈴木委員が言うように、指定管理者制度など、全国的に見てもスピードが遅いと感じる部分があるがどのように認識しているか。

事務局：ペースが遅いという認識はあるが、他の自治体の指定管理者導入事例からメリット、デメリットを学びながら進めていきたいと考えている。

上田委員：今、民間企業では福利厚生として独自で保育施設を設けている事例を聞く。飛島村の臨海部には企業が多数あるが、飛島村の保育所を民間企業に活用してもらおうよう呼びかけをすることで、施設の有効活用と企業支援に役立つのではないか。

民生部長：保育所は行政財産として保有しており、民間への貸し出しは不可能だが、他の自治体では一部の空き部屋について貸している事例はあるようである。ただ飛島村の保育所は人数こそ定員以下だが、部屋数は全て

埋まっているため、施設の活用はむずかしい。しかし、多方面からの支援策については検討の余地がある。

会長：日本以外では、上田委員の指摘される制度が実施されている例はあるが、日本ではできない。ただ、それ以外での支援策を検討することは可能である。

民生部長：現在でも、臨海部の企業従業員の方のお子さんを保育所でお預かりすることは実施している。

上田委員：村として、臨海部企業へのサービスを検討・推進することは重要だと考える。

佐藤委員：資料7の指定管理者制度について、プールや温泉は21年度から直営とあるが、これは、民間に直接運営してもらうということか。

総務部長：直営は役場が直接運営することを示し、指定管理か直営のいずれが適切かを検討する期間が20年度までになる。  
金額の検討を含めて来年度に検討したい。来年度には指定管理候補業者に示すことができる設計書をシンクタンクを活用して作成したいと考えている。

会長：集中改革プランでも民間にお願いできることは任せるよう示されているが、それを受けて自治体では、民間の方が効果的かつ効率的に展開できる事業を検討している。  
そのためにも、民間が手を挙げやすい、採算が取り易い仕事の出し方を自治体は検討しなければならない。ただ、その検討段階で直営の方が効果的と判断すれば従来どおりの行政による直営となる。

伊藤委員：地域組織の活動支援として、農地水環境保全向上対策事業が今年度から5年間実施されるが、私の地区の住民にはこの事業について、十分な理解がされていない。また各地区で事業内容がバラバラだが、説明会など周知活動は必要ではないか。

開発部長：当初の段階で説明会をさせていただき、その後も依頼があったところは説明会を実施しております。また、職員は事務的なサポートをさせていただいておりますが、各地元では工区長及び役員の方を中心として活動していただいております。事業内容についても説明はさせていただいておりますが、確かに各地元の住民の方までに伝わっていない部分もあるかもしれません。土地改良を通じて解らないことがあれば説明にお伺いさせていただき旨の説明をさせて頂いております。

伊藤委員：せっかくの制度ですので、有効に活用するためにも、機会があればお話を地元にしていただきたい。

河村委員：図書館、プール、トレーニングルームの指定管理者としてボランティアの育成を図られてはどうかと思う。なかなか人数として集まらないかもしれないが、人材育成という視点も村にとって必要ではないかと考える。

会長：行政には限界があり、住民の方が考える運営方法などを住民の方が指定管理者に応募することで実現させる方法はある。現在、NPOが指定管理者を受託するケースがそれである。自治体が定める指定管理者条件の設定次第では可能である。

河村委員：単に箱物だけなら別だが、ソフトも入っている場合は、委員会を作ってその過程を慎重に見守る必要があるのではないかと。

会長：他の自治体では、行革の委員会の中で部会を作って検討しているケースもある。

副村長：現在も委員会は存在しています。私どもで検討し指定管理した方が良いと判断した場合は、委員会に委ねることとしています。

事務局：学識経験者、会計士、地元住民の3名の委員で委員会を構成しております。

河村委員：その委員には、該当する施設をよく利用する方になってもらったり、そういう方の意見を組み入れる方法が必要だと思う。

副村長：その委員会の狙いとしては、委託先の団体等の信用力、継続性の審査を目的としている。

総務部長：そのような心配もあるので、指定管理の期間としては3年としている。

会長：再度継続する場合は、また申請が必要になるので、競争は続けられる。河村委員のご指摘のように、今後は地元の有識者に限らず、現場を知っている人に参加いただくなど、少し検討いただければと考えます。他に質問がないようですので、議事進行を終了させていただきます。

#### その他説明（事務局）

事務局：今年度はもう一度委員会を予定しております。時期的には2月の下旬を予定しております。今年度の締めくくりとして、小規模自治体を取り

巻く現状等について丸山先生がお話を頂きながら、取り組み状況の報告などをさせて頂きたいと考えております。

村長あいさつ

村長：会長を始めとして、皆様に行財政改革への取り組みにご協力いただき感謝しております。

自治体を取り巻く環境は大変厳しく、その中で飛島村は郡内自治体からも注目を浴びている現状です。そんな現状に踊らさせることなく、行財政改革を進めていきたいし、委員の方におかれては、職員を叱咤激励していただきたい。せっかく頂いた行財政改革大綱をもとに、職員自らが前に向かって進んでいく必要があるし、そのようにやってくれていますが、まだ不足している部分もあります。皆さんのほうからも職員にお声をかけて頂ければ幸いです。県内の自治体でも公設民営の流れになっています。財政力の豊かな豊田市も例外ではありません。私どももより一層行財政改革に取り組んでいかなければいけません。今後とも委員の皆様にご協力いただきますようお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。